

## 旧認可供給条件承認申請書

東北電営料第 1 号  
平成 28 年 4 月 5 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号  
東北電力株式会社  
取締役社長 原 田 宏 哉

平成 26 年改正法附則第 19 条の規定により、次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	平成 28 年 4 月 1 日以降相当の期間



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この旧認可供給条件(以下「この供給条件」といいます。)は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第3項の規定により、同条第1項の認可を受けた特定小売供給約款とみなされた電気供給約款(平成26年1月30日届出。以下「供給約款」といいます。)の定額電灯または公衆街路灯Aにより電気の供給を受け、契約負荷設備に10ボルトアンペアまでの容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

### 2 料 金

- (1) 供給約款15(定額電灯)(4)の料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款15(定額電灯)(4)ロイおよび供給約款別表2(燃料費調整)(2)イイの規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

#### イ 電灯料金

1灯につき	70円20銭
-------	--------

#### ロ 基準単価

1灯につき	84銭3厘
-------	-------

- (2) 供給約款18(公衆街路灯)(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款18(公衆街路灯)(1)ロロa および供給約款別表2(燃料費調整)(2)イイの規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

#### イ 電灯料金

1灯につき	63円34銭
-------	--------

ロ 基準単価

1 灯につき	84銭3厘
--------	-------

- (3) ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し, その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は, その合計によって容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 供給約款別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し, その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

### 3 そ の 他

- (1) この供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件(平成 26 年 2 月 5 日付け 20140124 資第 20 号認可。)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は, この供給条件によるものといたします。
- (2) この供給条件適用の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては, (1)の場合を除き, 供給約款 26(料金の算定)および供給約款 27(日割計算)によって日割計算を行ない, 料金を算定いたします。
- (3) その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものといたします。





電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する  
省令第 32 条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 1 号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 2 号)

料金の算出根拠





(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 1 号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由



## 旧認可供給条件による供給を必要とする理由

定額電灯および公衆街路灯Aにおける10ワットまでの電灯に適用する料金区分につきましては、現在、供給約款等以外の供給条件（(平成26年2月5日付け20140124資第20号認可。)により、お客さまに適用しておりましたが、電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第3項の規定により特定小売供給約款とみなされた電気供給約款におきましても、引き続き適用いたしたく、承認申請する次第であります。



(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 2 号)

## 料金の算出根拠



## 料金の算出根拠

料金率および基準単価は、供給約款の定額電灯および公衆街路灯 A の料金算定諸元をもとに、契約負荷設備の容量を勘案し、設定いたしました。

### (1) 料金率表

区 分	単 位	料 金 率
		円 銭
イ 定額電灯 電灯料金 10Wまで	1 灯	70.20
ロ 公衆街路灯 A 電灯料金 10Wまで	1 灯	63.34

### (2) 燃料費調整

区 分		単 位	価格または料金率
			円
平均 燃料 価格	基準値	1 k l	31,400
	調整の上限価格	1 k l	47,100
基準 単 価	イ 定額電灯	1 灯	円 銭厘 0.843
	ロ 公衆街路灯 A	1 灯	0.843